

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
ショートステイ孫の手・かさかけ

重 要 事 項 説 明 書

様

株式会社 孫の手

令和6年6月1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(群馬県指定 第 1071200768 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

事業者名 株式会社 孫の手
事業所在地 太田市大原町 156 番地 3
電話番号 0277-46-7010
FAX番号 0277-46-7020
代表者名 浦野 幸子
設立年月日 平成 13 年 2 月 28 日

2. 事業所の概要

事業所の種類 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業所の名称 ショートステイ孫の手・かさかけ
事業所の所在地 群馬県みどり市笠懸町久宮 164 番地 1
電話番号 0277-47-8071
FAX番号 0277-47-8072
事業所長名 (管理者)神山哲也
運営方針

サービス提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活用の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

サービス提供にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

開設年月 平成 27 年 1 月 1 日
通常事業実施区域 みどり市・太田市・桐生市・伊勢崎市
利用定員 20 人

3. 職員の配置状況

当事業者では、ご契約に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	配置
1. 事業所長(管理者)	1 名
2. 介護職員	7 名以上
3. 生活相談員	1 名以上
4. 看護職員	1 名以上
5. 機能訓練指導員	1 名以上
6. 栄養士	1 名
7. 医師	1 名

4. サービスの内容

①食事の提供時間

朝食…7:30 昼食…12:00 夕食…18:00 (おやつは 15:00 となります)

随時、お水やお茶などのご用意がございます。おやつの中にはコーヒーの提供も行っています。健康に留意して提供します。

②入浴(全室個室)

入浴または清拭を行います。一般浴槽での入浴が困難な方は機械浴槽をご利用頂けます。

③排泄

トイレ誘導やオムツ交換等、排泄の介助を行います。

④身体介護

日常生活に必要な食事や排泄、入浴や着替えなどの介護を行います。

⑤日常生活動作の機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑥健康状態の確認

血圧、脈拍、体温などの測定を行い、全身状態の変化や異常の兆候を確認します。

⑦レクリエーション

集団体操・工作などのレクリエーションを行います。

⑧日常生活における相談及び助言

利用者及びそのご家族からの相談に応じ、助言を行います。

⑨送迎

自宅、施設間の送迎を行います。

5. 利用料金

(1) サービス利用料金 《介護保険負担割合証に記載の負担割合の額となります》

① 施設利用料(従来型個室): 1 単位 = 10.00 円

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	479 単位	958 単位	1437 単位
要支援 2	596 単位	1192 単位	1788 単位
要介護 1	645 単位	1290 単位	1935 単位
要介護 2	715 単位	1430 単位	2145 単位
要介護 3	787 単位	1574 単位	2361 単位
要介護 4	856 単位	1712 単位	2568 単位
要介護 5	926 単位	1852 単位	2778 単位

※長期利用の適正化:30日を超えて利用している場合

1日につき30単位を減算

※長期利用の適正化:60日を超えて利用している場合(1日につき)

要介護1:589単位、要介護2:659単位、要介護3:732単位、

要介護4:802単位、要介護5:871単位 (1割負担の場合)

②送迎加算(みどり市・太田市・桐生市・伊勢崎市)

片道 1 割負担の場合:184 単位、2割負担の場合:368単位、3割負担の場合:552単位

③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上で、6 単位/日(1 割負担の場合)が上乗せされます。

④看護体制加算 I

看護師が1人常勤体制で4単位/日(1割負担の場合)が上乗せされます。

⑤介護職員等処遇改善加算 II

介護職員の安定化・質の向上を維持し、ご利用者様へのサービス内容の維持存続を目的になります。1ヶ月の介護保険負担額に13.6%が上乗せされます。

(2) 介護保険の対象とならないサービス

①食費

I.1日あたり1550円(朝食350円・昼食700円・夕食500円・おやつ代含)

II.経管栄養の必要な方は持参をお願いします。

又、日常以外の特別食(医師の指示による治療食を含む)等は内容によりその都度相談させていただきます。

②個室利用料

1日あたり2400円

③地域外送迎

みどり市・太田市・桐生市・伊勢崎市以外の地域に関しては上記の送迎加算の他、片道500円が加わります。

④持ち込み代

電化製品(充電器・電気毛布など)1点につき50円/日頂きます。

⑤テレビ貸し出し代

居室へのテレビの貸し出しは70円/日(電気代含む)頂きます。

⑥レクリエーション

工作時の材料費等を頂く場合もあります。ご参加は自由ですが、事前にご連絡を致します。

⑦洗濯・乾燥代

利用中に洗濯・乾燥を希望された場合、500円/回頂きます。

ただし、ショートステイ孫の手・かさかけ利用中に発生し、希望された場合のみとします。また、1回分は洗濯ネット特大(60×60cm)とさせていただきます。

⑧理美容代金

株式会社高崎山メモリアルパーク

散髪(1回につき) 1700円

顔剃り(1回につき) 1100円

散髪+顔剃り 2400円

※ 理美容サービス中に事故があった場合は、委託業者が加入する任意保険で補償し、事業者は一切責任を負わないこととします。

(3)キャンセル料

入所予定日の前日午後7時以降に利用中止の申し出をされた場合、取消し料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、緊急搬送を要する容態急変時および当事業所の都合によるものは除きます。

入所日の前日午後7時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日午後7時までにご連絡がなかった場合	400円

(4)連帯保証人

代理人の方に利用者の連帯保証人となって頂きます。連帯保証人の方には、この契約から生じる利用者の債務について、限度額20万円の範囲内で連帯してご負担頂きます。

連帯保証人から請求があった場合には、当事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの申し込み

事前に介護支援専門員とご相談ください。利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、利用の予約は2ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

○利用者が介護保険施設に入所した場合

○利用者がお亡くなりになった場合

○介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

利用者が、サービス利用料金の支払3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者や家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 衛生管理など

(1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

(2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように下記に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

8. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとします。

- ① 利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

- ② 気分が悪くなった時には速やかに申し出てください。
- ③ 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障をきたすような行為は厳に慎んでください。
- ④ 送迎時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。
- ⑤ 浴室を利用する際は、介護支援専門員のケアプランのもと行うこととし、職員の誘導に従って入浴してください。
- ⑥ 喫煙を許可している事業所においては、喫煙は喫煙の設定場所にて行うものとし、職員へ申し出てからとしてください。

9. 緊急時等における対応方法

(1) 従業者は、サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

10. 非常災害対策

- (1) 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。
- (2) 管理者は、防火管理者を選任します。
- (3) 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備などを点検するものとします。
- (4) 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年5月と11月に避難・救出訓練などを実施するものとします。
- (5) 事業所は、前項に規定する訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

11. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設が提供するサービスについての相談・苦情窓口
電話 0277-47-8071(午前8時半～午後5時半まで)
FAX 0277-47-8072
担当 神山哲也(管理者)
本間俊行、藤生梨恵(生活相談員)

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1323
- みどり市役所 民生部 介護高齢課 電話 0277-76-0974
- 太田市市役所 介護サービス課 電話 0276-47-1856
- 伊勢崎市役所 介護保険課 電話 0270-24-5111
- 桐生市役所 保健福祉部 健康長寿課 電話 0277-46-1111

12. 家族送迎に関する事項について

(1) 施設の敷地外内に関する(道路出入口を含む)での利用者家族等送迎中の事故による損害賠償責任は、事業者では負わないこととします。

- (2) 送迎車両による施設内における人身事故・物損事故に関して、事業者では、損害賠償責任を負わないこととします。
- (3) 利用者家族等送迎時に施設敷地内における車両・建物などに破損をおった場合は、修理代を請求させていただきます。

13. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のための次の措置を講ずるものとします。
 - 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待と思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

15. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

16. 業務継続計画の策定など

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画について見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

17. 地域との連携等

(1) 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域の交流に努めるものとします。

(2) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行うよう努めるものとします。

18. 個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 当事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとします。

(3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとします。

19. 研修の機会の確保

(1) 事業所は、従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとします。

- ① 採用時研修 採用後 3 か月以内
- ② 継続研修 年 1 回

20. その他、運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間は保存するものとします。
- (2) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) このほか、運営に関する重要事項は、株式会社 孫の手と事業所の管理者との協議により定めるものとします。

21. 第三者による評価実施状況等

- (1) 第三者評価についての実施 無し

《説明・同意・受理の証》

上記、重要事項に関して説明を受け、同意し受理いたしました。

年 月 日

契約者氏名 _____ 様 印

代理人兼連帯保証人 _____ 様 印（続柄 _____）

上記、重要事項に関して説明し、同意を受け交付いたしました。

説明者 ショートステイ孫の手・かさかけ _____